

福山市地域公共交通会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うため、福山市長が主宰する福山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) その他公共交通に関して必要な事項

(組織)

第3条 交通会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者により構成するものとし、原則として、福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約(2016年(平成28年)4月11日制定)第10条の規定により設置された福山地域部会(以下「活性化福山地域部会」という。)の委員をもって充てる。ただし、活性化福山地域部会の委員に次の各号に掲げる者がいない場合は、別に市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は旅客
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 国土交通省中国運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 広島県警察
- (8) 市長又はその指名する者
- (9) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は活性化福山地域部会の部会長をもって充て、副会長は活性化福山地域部会の副部会長をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、原則として、活性化福山地域部会に併せて開くものとし、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員はこの限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第6条 会長は、緊急その他やむをえない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

(意見の聴取)

第7条 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、調査、検討及び調整等を行うべき内容に応じて、関係する交通会議の委員により組織し、その運営にあたっては、第5条第4項及び第5項、第6条並びに前条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、建設局都市部都市交通課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年(平成25年)6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年(平成28年)4月11日から施行する。